岩国市

平成一一、一二、一五

た者の名称又は氏名土地改良事業を行っ

事業の名称

工事着手時期

山口県知事

=

井

関

成

教習指導員審査の実施 技能検定員審査の実施

四

場 所

山口市小郡下郷三五六〇の二

山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

審査の日時及び場所

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)

審査の種類

平成十九年八月十四日

Щ

県

公 安 委 員 会

ら午後五時十五分まで

日時 平成十九年九月十八日 (火曜日)及び同月十九日 (水曜日)の午前九時か

П

Щ

次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年八月十四日

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二

|第一項の規定により、

五

提出書類

兀

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二

山口県警察本部運転免許課

午後五時十五分まで

平成十九年九月三日 (月曜日) から同月七日 (金曜日) までの午前八時三十分から

(四一三) 土地改良事業の工事の完了の届出

公安委告示

土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課)...

目

次

平成 19 年 8月14日 (火曜日)

山口県公安委員会告示第五十一号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二二、一一、二二 工事完了時期

六 運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 上三分身像及び無背景のものとする。 申請前六月以内に撮

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。

技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車)に係る運転免許証を提示す

七 審查手数料

二万四千七百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

Ιţ 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 消印をしないこと。

1	六	五	四	Ξ	=	_		
	自動車の運転技能	技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に関	教則の内容となっている事項	自動車の運転技能	技能検定員として	審	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	ている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	查	
	9る知識		の知識		び採点の技能	埋転技能	細	
							目	
							減	
							ず	
	_ 千	_ 三 千	二千百	二千百	七千	四千百	る	
	二千二百円	二千二百円	二千百五十円	二千百五十円	七千五十円	四千百五十円	額	
_	+		_	<u>.</u>				_

円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更 に三百円を減ずるものとする。 に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二

その他

 (\Box)

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話○八三−九七三

審査の種類

技能検定員審査 (普通)

二 審査の日時及び場所

- ら午後五時十五分まで 日時 平成十九年九月十九日 (水曜日)及び同月二十日 (木曜日)の午前九時か
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

Ξ 審査申請書の受付期間及び時間

> 午後五時十五分まで 平成十九年九月三日 (月曜日) から同月七日 (金曜日) までの午前八時三十分から

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審查手数料

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を 者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 しないこと 二万五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

	審	查	細	目	減	ず	る	額
_	技能検定員として必要な自動車の運転技能	必要な自動車の運	基 技能			를	三千九百五十円	力十円円
=	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	に関する観察及び	が採点の技能			六	六千七百五十円	十円
Ξ	教則の内容となっている事項	ている事項					壬	千 九 百 円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	する法令について	の知識				壬	千九百円
五	技能検定の実施に関する知識	関する知識				T	千九百五十円	十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	の評価方法に関す	9る知識				_	二 千 円
備	普通自動車免許に	係る技能検定員会	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に考	ýる 者 が 一 及	<u>び</u> に	掲 げ る	番 査 細	E E

する。 審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる

八その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- ―二九〇〇)にすること。 ―二九〇〇)にすること。 ―二九〇〇)にすること。 ――二九〇〇)にすること。

審査の種類

及び技能検定員審査 (牽引) 技能検定員審査 (大自二) 、技能検定員審査 (普自二)

一審査の日時及び場所

から午後五時十五分まで()日時(平成十九年九月二十日(木曜日)及び同月二十一日(金曜日)の午前九時()

□ 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

午後五時十五分まで平成十九年九月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)までの午前八時三十分から三 審査申請書の受付期間及び時間

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のりずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審査手数料

| る者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に| 一万四千百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され

印をしないこと。相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、

消

	蒲 🧵	六	五	四	Ξ	=	-	
とする。 とする。 とする。 をする。 をするる。 をするる。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をする。 をするる。		自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	教則の内容となっている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	審
更十一及に三をび								減
百円をる。						_		ਰੁੱ
が四に埋るま		_	二千五十円	二千百五十円	二千百五十円	二千二百五十円	千三百五十円	る
の げ 細		_ 千 円	节 円	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	額

・その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

審査の種類

(普通二種) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査

二 審査の日時及び場所

- 日時 平成十九年九月二十一日 (金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

Ξ

平成十九年九月三日 (月曜日) から同月七日 (金曜日) までの午前八時三十分から

Щ

号 五 兀

審査申請書の提出先

午後五時十五分まで

提出書類

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。

は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

報

除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を 証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 二万二千四百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

-			丸 譲	ての	
二千七百五十円	る法令につい	動車運転代行業に関す	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	.	四
三千二百円		法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	自	=
七千九百五十円		観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	自	_
四千六百円		動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技	_
減ずる額	目	細	查	審	

備

れる者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

八 その他

審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- 二九〇〇) にすること。

この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

兀

山口県公安委員会告示第五十二号

実施する。 運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

Щ 県 公 安

委 員 会

平成十九年八月十四日

審査の種類

教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

審査の日時及び場所

時から午後五時十五分まで 日時 平成十九年九月二十五日 (火曜日)及び同月二十六日 (水曜日)の午前九

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間 平成十九年九月三日 (月曜日) から同月七日 (金曜日) までの午前八時三十分から

午後五時十五分まで 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Б 提出書類

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車)に係る運転免許証を提示す

七 審查手数料

証紙には、消印をしないこと。減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

					考	備	
千四百円			H-99	育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識	六	
千四百五十円				についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	五	
千四百五十円			運転に関する知識	項その他自動車の	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	四	
千二百五十円				能	学科教習に必要な教習の技能	三	
千三百円				能	技能教習に必要な教習の技能		
四千四百五十円	四			動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能		
る額	ず	減	目	細	審		

ハ その他

に百五十円を減ずるものとする

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更

に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二

―二九〇〇)にすること。 ― 二九〇〇)にすること。 ― 二九〇〇)にすること。 ― 二九〇〇)にすること。

一審査の種類

教習指導員審査 (普通)

- 審査の日時及び場所
- 時から午後五時十五分まで

 一 日時 平成十九年九月二十六日 (水曜日)及び同月二十七日 (木曜日)の午前九
- □ 場所 山口市小郡下郷三五六○の二 山口県総合交通センター

午後五時十五分まで平成十九年九月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)までの午前八時三十分から

審査申請書の提出先

兀

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

かにじることができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示する種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審査手数料

七

には、消印をしないこと。 た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙される者であるときは、それぞれ一万二千百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じっ万二千百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除

六	五	四	Ξ	=	_	
教習指導員とし	自動車教習所に	教則の内容とな	学科教習に必要	技能教習に必要	教習指導員とし	審
て必要な教育につ	関する法令につい	っている事項その	な教習の技能	な教習の技能	て必要な自動車の	查
いての知識	ての知識	3他自動車の運転に			運転技能	細
		関する知識				目
						減
						<i>ਚੋ</i> "
 <u>手</u>	千二百	千二百	千二百	千三百	 四	る
百円	五 十 円	五 十 円	五 十 円	五 十 円	十百円	額
	六 教習指導員として必要な教育についての知識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教習指導員として必要な教育についての知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教習指導員として必要な教育についての知識自動車教習所に関する法令についての知識を動車教習所に関する法令についての知識を関する知識を関い内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識を	教習指導員として必要な教育についての知識自動車教習所に関する法令についての知識自動車教習所に関する法令についての知識学科教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な教育についての知識自動車教習所に関する法令についての知識自動車教習所に関する法令についての知識自動車の運転に関する知識を科教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な教育についての知識を対する場所に関する法令についての知識を対する場所に関する法令についての知識を対する知識を対するがである。

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。 ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

八 その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

及び教習指導員審査 (牽引) 教習指導員審查 (大特)、教習指導員審查 (大自二)、教習指導員審查 (普自二)

二審査の日時及び場所

時から午後五時十五分まで 日時 平成十九年九月二十七日 (木曜日)及び同月二十八日 (金曜日)の午前九

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

午後五時十五分まで 平成十九年九月三日 (月曜日) から同月七日 (金曜日) までの午前八時三十分から

四 審査申請書の提出先

П

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五

Щ

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)

- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

> する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、 しないこと。 消印を

+ = -	備	六	五	四	Ξ	=	_	
する。 審査細目につい 目についての審	考	教習指導員と	自動車教習所	教則の内容と	学科教習に必	技能教習に必	教習指導員と	審
ての審査のいずれをも、転免許に係る教		教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	なっている事項を	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	查
れをも免除される者であ		についての知識	ついての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識			卑の運転技能	細
する。審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものと目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる審査細特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細				転に関する知識				目
この こう								減
-円 をが								ず
減ずる 出場 は は は は は は は は は は は は は は は は は は		千百	千二云	千三云	千二云	千	千三岩	る
のとる細		千百五十円	千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円	千三百円	千三百五十円	額

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

- 二九〇〇) にすること。

審査の種類

(普通二種) 教習指導員審査 (大型二種) 、教習指導員審査 (中型二種) 及び教習指導員審査

審査の日時及び場所

- 日時 平成十九年九月二十八日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- 場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年九月三日 (月曜日) から同月七日 (金曜日) までの午前八時三十分から

五

兀 午後五時十五分まで

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 一万三千三百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

一千七百五十円	_ 二 千		に関する法令につい	自動車運転代行業	·の知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	て	_
二千円				技能	技能教習に必要な教習の技能		_
四千八百円				自動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能		
額	ਹ ੀਂ	減	目	細	審		

員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ

れる者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

備

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

その他

-二九〇〇)にすること。 この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三 平成十九年八月十四日発行平成十九年八月十四日印刷

発発 行行 人所

口口県知 事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)